

会員の皆様へ

鳥取県東部医師会代議員及び予備代議員 選挙公告

令和7年4月7日

鳥取県東部医師会
代議員選挙管理委員会
委員長 元田 欽也

鳥取県東部医師会代議員及び予備代議員の任期は、定款第13条により「選出後最初の定例代議員会開催日より2年後の定例代議員会開催日の前日までとする。」となっております。

したがって、令和5年6月24日に就任した代議員及び予備代議員は、令和7年6月28日に開催される定例代議員会開催日の前日が任期満了となります。

つきましては、次期代議員及び予備代議員を選出する選挙について、「鳥取県東部医師会定款施行規則」ならびに「鳥取県東部医師会代議員選挙規則」に則り、別紙のとおり実施いたします。

第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 選挙区		第 4 選挙区	
選挙する員数	第 1 選挙区 第 2 選挙区 第 3 選挙区 代議員 各 9 名 予備代議員 各 5 名	鳥取県立中央病院 鳥取赤十字病院 鳥取市立病院 鳥取医療センター 岩美病院 智頭病院及び鳥取市佐治診療所	代議員 4 名 予備代議員 2 名 " 3 名 " 2 名 " 3 名 " 2 名 " 1 名 " 1 名 " 1 名 " 1 名
選挙の方法	<u>投票制</u> ●後日送付する投票用紙（各選挙区の被選挙人を記載）に定める員数だけ○印を付ける。 （9 名まで。員数を超えた場合は無効となる）	<u>立候補制</u> ●各病院で代議員及び予備代議員にそれぞれ立候補した者（被選挙人）を記載した投票用紙に○印を付ける。（員数を超えた場合は無効となる） ●なお、候補者数が各病院の定数を超えない時は、委員長が当該候補者をもって当選人と決定する。	
立候補届 の切日	—	令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午後 5 時まで 立候補届出書は東部医師会事務局までお届けください。	
当選者の決定	得票数の上位より、代議員及び予備代議員を当選人と決定する。		
投票期間	令和 7 年 4 月 2 5 日（金）から 5 月 9 日（金）の午後 5 時まで		
投票方法	返信用封筒で郵送（直接東部医師会館に持参でも可）		